

議案第 15 号

いじめ問題審議会委員委嘱の件

美唄市いじめ問題審議会条例（平成 27 年条例第 21 号）第 5 条の規定により、次のとおり審議会の委員を委嘱する。

令和 8 年 1 月 26 日提出

美唄市教育委員会
教育長 石塚 信彦

いじめ問題審議会委員

【委嘱する者（再任）】

任期 令和 8 年 2 月 20 日～令和 10 年 2 月 19 日

氏 名	職 業	推 薦 区 分	所 属 団 体
山 谷 敬三郎	学長	—	北翔大学
増 田 翔	弁護士	札幌弁護士会	札幌弁護士会
飯 田 昭 人	臨床心理士 北翔大学 教授	—	北翔大学
喜 多 慎 治	岩見沢市児童館長	—	岩見沢市
藤 川 和 信	人権擁護委員	岩見沢 人権擁護委員協議会	岩見沢 人権擁護委員協議会

【関係条文抜粋】

●美唄市いじめ問題審議会条例（平成 27 年条例第 21 号）
（委員）

第 5 条 委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) いじめの防止等に関する知見を有する者
- (3) 前 2 号に掲げる者のほか、教育委員会が適当と認める者